

『藩庁日記』と『凶事帳』について

篠村 正雄

津軽藩に於ける神社支配について、『凶事帳』(注1)を調べていると、これが、『藩庁日記』(注2)と大要関連ある記事をのせていることがわかる。そこで、『藩庁日記』と『凶事帳』との関係の一部を指摘して、『藩庁日記』をみる参考に供したいと思う。

(一)

『凶事帳』の一四ヶ所に、のべ三九通の覚書・手紙類が、こよりで括られてある。この幸いにも現存する覚書・手紙類と、『凶事帳』を照合すると、次の三類型に分けることができる。

- I 覚書・手紙類が、『凶事帳』と一致するのが二ヶ所
 II 覚書・手紙類が、『凶事帳』ではその内容がメモになって記録されてあるのが二ヶ所

III 覚書・手紙類が、『凶事帳』の記録にないのが一〇ヶ所

I類に属する一つは、天保二年一二月、用人大道寺次郎市より寺社奉行岩崎藤右衛門へ宛てて、『宝泉院満蔵寺一件御用状』として、一四通が一包にされて送り返されてきたものである。他の一つは、明治二年一〇月、社寺署(注3)よりの『村送状』であり、これに「送返相済候ハハ別紙当署江相返候様」とあり、錠ヶ関捕亡上締葛原伊惣助より送り返されたものである。従ってI類は、寺社方が『凶事帳』に留書きの後、

送り返されてきたものである。『宝泉院満蔵寺一件御用状』のなかの七通に、「返事済、申付済、留済」と書き加えられているのを見ると、寺社方は、普通の場合、覚書・手紙類を『凶事帳』に留書きすると、処分してしまい、留書きしないものが、II・III類として現存していると思われる。よって、I類は特別な場合で現存したものであることがよくわかる。

『宝泉院満蔵寺一件御用状』の一四通が、『凶事帳』と一致するのが九通あり、『藩庁日記』を加えた三書と一致するのが五通ある。その中から史料Aを例にあげると、『手紙』と『凶事帳』との違いは、『凶事帳』に於いて、宛て書が日付のあとに書かれてある点だけである。このことは、用人大道寺治郎市の手紙が寺社奉行岩崎藤左衛門へ出され、それが寺社方の手で『凶事帳』に留書され、一方では、用人より寺社奉行へ出されたと同じものが日記役へ渡され、『藩庁日記』の記事になったとみられる。よって『凶事帳』は、留書きであるが、現存する覚書・手紙類からみて、史料価値の非常に高いものであることがわかる。

ところが、嘉永四年三月一五日、斎藤長門から出された権七に関する覚書と、『凶事帳』がよく似ていて、『凶事帳』の価値に疑問が出てくる。しかし内容からみていくと、斎藤長門より同じ日に、まず『凶事帳』に留書きされたものが出され、のちに出された覚書が留書きされず、こよりで括られたもので、これはIII類に属するものとみられる。

(1)

現存する覚書・手紙類はないが、『凶事帳』から『藩庁日記』の記事をみることにする。

『藩庁日記』天保五年一〇月二三日に、寺社奉行より長利薩摩、長勝寺、久渡寺、正伝寺、長勝寺役僧祥瑞への申渡しの覚が、記されている。この五件については、『凶事帳』は、『藩庁日記』と一致するものを含めて、一九通の覚書・手紙を留書きしている。これによると一〇月二三日に用人多田三左衛門が、寺社奉行対馬刑部へ五件の申渡を申付けている。

長利薩摩については、寺社奉行より神社支配の最勝院へ、長利薩摩呼出しの手紙が出されている。しかし長利薩摩より最勝院へ、「私儀持病再発仕出行相成兼候……御用之趣名代長利民部」へと、名代願が出されている。最勝院は、この願を付して寺社役へ、寺社役より寺社奉行へ申出ている。寺社奉行より用人へは、申出を聞届けて申渡しを済ませたと報告し、用人から寺社奉行へは、聞届けたとの手紙が出されている。

久渡寺については、寺社奉行より僧録所の最勝院へ、「久渡寺儀今晚中罷上り候様」と手紙が出されている。しかし一方では寺社奉行より用人へ、久渡寺は遠寺なので「罷上り次第可申渡」と申出て、用人より寺社奉行へ、承知したとの手紙が出されている。そして翌二四日になってから、久渡寺より最勝院へ、宿坊の宝成院（ま）まできていると申出があり、このことを最勝院から寺社役へ、申出ている。寺社奉行

より用人へ、久渡寺への申渡が済んだと報告があり、用人より寺社奉行へ、承知したとの手紙が出されている。

このように『凶事帳』からみると、長利薩摩でなく名代長利民部への申渡が行なわれている。久渡寺への申渡は、二三日でなく二四日である。この点で『藩庁日記』は、五件のうち二件について、事実と異なった記録をのせていることになる。これは(1)で述べたように、用人より寺社奉行へ、申渡書が出され、一方では用人より日記方へ、同じ内容のものが渡され、日記役は、これをそのまま『藩庁日記』に記したものと考える。そのため『藩庁日記』は、『凶事帳』にみられる事実と異なる記録となったのである。

(2)

寺社方の手になる『青女子村社司小野井讚岐館山兵部持宮揉合一件』が、弘前図書館にある。『凶事帳』は、これと関連する記事をのせていないが、同じ筆蹟を三人まで確認できる。これは、安政二年一〇月より同三年一一月まで三奉行に及ぶ問題となったため、『凶事帳』から抜かれた形で、まとめられたものと考えられる。よつてこの留書きは『凶事帳』と同質のものであるといえる。このような揉合に関してまとめられたものが、他に七件ある。

そこでこの留書きから、『藩庁日記』の記事を史料Bによってみることにする。史料Bは、上級役所への上申、下級役所へ達せられていく様子がよくわかる。最勝院より寺社奉行へあてたと考えるものと、寺社奉行より用人高倉相模へあてたものをみると、後者では、「廿五

日」が書き忘れられ、瑞祥院（津輕為信）の二五〇回忌による大赦のこと、が書き加えられている。寺社奉行から用人へあてたものと、『藩庁日記』をみると、後者は「寺社奉行申出」によって書かれたものであるが、「親類預弁慎差許之上」が、親の字によって書き忘れたのではないかと思われる。「御済候写」とあるものは、「達済」と書かれてあることによつて、用人から寺社奉行へあてたものであると考えられ、この内容が、寺社奉行より神社支配の最勝院へ達せられたはずである。よつてこのところの『藩庁日記』は、(一)□でみたのと違い、寺社奉行より用人へ出された上申書をもとにして、記録されたものであることがわかる。

四

弘前図書館の『郷土資料目録』第七巻、『郷土史文献解題』には、「国日記は、……凶事帳などを集大成したものである。」と、同文で述べている。しかしこれまでみてきた限りでは、『藩庁日記』は、『凶事帳』によつて集大成されたものであるとはいえない。用人より寺社奉行へ出されたものが、『凶事帳』に記され、用人より日記役へ出されたものが、『藩庁日記』に記されたものであり、そこに用人から別々に流れる書類のあり方をみることが出来る。また寺社奉行より用人への上申書、またはその写しが、用人より日記役へ渡されて、『藩庁日記』の記事になつたものであると考える。

（史料は次頁へつづく）

(1) 『藩庁日記』

天保二年二月二十六日

長勝寺申出候宝泉院満藏寺
儀宗門蔵科ニ取行候間御任
セ被仰付度旨委細申出候得
共故障之筋有之ニ付難被仰
付候此度右兩寺江被仰付之
趣差舍外支配之僧侶共迫右
様不行状之儀無之厚教導致
候様被仰付候此旨御申付可
被旨岩崎藤左衛門江申遣之

(2) 『手紙』

(宛て書)

岩崎藤左衛門様 大道寺治

郎市

(異筆)返事済

以手紙致啓上候長勝寺申出
候宝泉院満藏寺儀宗門蔵科
ニ取行候間御任セ被仰付度
旨委細申出候得共故障之筋
有之ニ付難被仰付候此度右
兩寺江被仰付之趣差舍外支
配之僧侶共迫右様不行状之
儀無之様厚教導致候様被仰
付候此旨御申付可被成候

以上

十二月廿六日

(3) 『凶事帳』

以手紙致啓上候長勝寺申出
候宝泉院満藏寺儀宗門蔵科
ニ取行之間御任被仰付度旨
委細申出候得共故障之筋有
之ニ付難被仰付候此度右兩
寺江被仰付之趣差舍外支配
之僧侶共江右様不行状之儀
無之様厚教導致之様被仰付
御此旨御申付可被成候

以上

十二月廿六日

岩崎藤左衛門様

大道寺治郎市

(1)『青女子村社司

小野井讚岐館

山兵部持宮揉

合一件』

下青女子村住居大性
村神明宮社司小野井
讚岐并忬上総儀不屈
之儀有之ニ付当四月
廿五日・蟄居申付上総
儀親類広須村社司
工藤播磨方江預慎
申付同人持宮之儀者
親類齋藤筑後江預置
申候然ニ数月ニ茂相
成同人共急相慎罷有候
間讚岐義蟄居差許之
上隠居申付忬上総儀
親類預并慎差許之上
親讚岐跡職相統申付
度奉存候被仰付被下

置度此段奉伺候以上
十一月

最勝院

(寺社奉行)

(2)『青女子村社司

小野井讚岐館

山兵部持宮揉

合一件』

下青女子村住居大性
村神明宮社司小野井
讚岐并忬上総儀不屈
之儀有之ニ付当四月
蟄居申付上総儀親類
広須村社司工藤播磨
江預慎申付同人持宮
之儀ハ親類齋藤筑後
江預置候處数月ニも
相成同人共急度相慎
罷有候間讚岐義蟄居
差許之上隠居申付忬

(3)『藩庁日記』

安政三年二月二六

日

寺社奉行申出候下青
女子村住居大性村神
明宮社司小野井讚岐
并忬上総儀不屈之儀
有之当四月蟄居申付

上総儀親類預并慎差
許之上親讚岐跡職相
統申付度旨最勝院より
申出候間私共ニ而聞
届免許可申付与奉存
候然ニ先頃瑞祥院様
御法会ニ付大赦願書
付差上置候儀も御座
候間御聞届被仰付度
此段奉伺候以上
十一月十日
寺社奉行

(用人)
高倉相模様

上総儀親類広須村社
司工藤播磨江預慎申
付同人持宮之儀者親
類齋藤筑後江預置候
処数月ニ茂相成同人
共急度相慎罷有候間
讚岐義蟄居差許之上
隠居申付忬上総儀親
讚岐跡職相統申付度
旨最勝院より申出候間
私共ニ而聞届免許可
申付与奉存候然ニ先
頃瑞祥院様御法会ニ
付大赦願書付差上置
候儀茂御座候間御聞
届被仰付度儀伺之通
被仰付之

(4)『青女子村社司

小野井讚岐館

山兵部持宮揉

合一件』

御濟候写

下青女子村住居大性
村神明宮社司小野井
讚岐并忬上総義不屈
之儀有之蟄居申付上
総儀ハ齋藤播磨江預
申付持宮之儀ハ齋藤
筑後江預置候処数月
ニも相成相慎罷有候
間讚岐義蟄居差許之
上隠居申付忬上総儀
跡職相統申付度儀伺
之通申付候此旨可被
仰付候以上
十一月廿六日達濟
(用人)

(寺社奉行)

注

- (1) 弘前図書館蔵の『凶事帳』は、寛政九年から明治二年まで寺社奉行配下の寺社方によって、六冊に留書きされたものである。このうち三冊は『凶事帳』、ほかの三冊は『凶事御用留』とあるが、ここでは『凶事帳』とよんだ。
- (2) 弘前図書館蔵の日記は、いろいろなよび方がされているが、ここでは同館のよび方にしたがって『藩庁日記』とした。
- (3) 社寺署は、版籍奉還によって寺社奉行の組織が改正され、名称の変更があったと思われる。
- (4) 宝成院は、最勝院の塔中である。